

## 新型コロナウイルス感染症に係る広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県（以下「中国5県」という。）は、新型コロナウイルス感染症による健康危機が発生し、発生した県（以下「発生県」という。）が自県域内の医療体制では対応しきれない場合において、発生県に迅速かつ円滑な支援を行うため、別に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「健康危機」とは、新型コロナウイルス感染症により、人の生命と健康が脅かされる事態をいう。

（支援の内容）

第2条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 医療従事者等人員の派遣
- (2) 重症患者等の受入
- (3) 搬送体制の調整
- (4) 施設、設備及び機器の使用又は貸与
- (5) 医薬品など消耗資材の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（支援要請）

第3条 この協定に基づく支援要請（以下「支援要請」という。）は、発生県の衛生担当の主管部局長（以下「主管部局長」という。）が、次のいずれかに該当すると判断した場合に、要請先の県の主管部局長に対して行うものとする。

- (1) 健康危機が拡大して重症患者等の受入や搬送体制の調整に支障が生じる事態に至った場合
- (2) 医療従事者等の人員、施設、設備及び機器又は消耗資材について不足が生じる事態に至った場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか発生県の主管部局長が必要とする場合

（支援要請の手続き）

第4条 発生県の主管部局長は、次の事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急又は迅速性を要する場合は、公印を省略したファクシミリ又は電子メールで送信することにより支援要請をすることができるものとする。

- (1) 健康危機発生の日時、場所及び状況
- (2) 支援要請の内容並びに設備、機器又は消耗資材の品目及び数量
- (3) 支援を必要とする期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか発生県の主管部局長が必要と判断した事項

（支援要請の受諾）

第5条 支援要請を受けた主管部局長は、原則として当該支援要請を受け入れるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条による支援要請を受けた主管部局長は、これに応

ずることができないときは、その旨を速やかに発生県の主管部局長に通知するものとする。

(支援の中断)

第6条 前条第1項の規定により支援要請を受諾した主管部局長は、実施している支援を中断しなければならないような特別の事態が生じた場合には、発生県の主管部局長と協議して支援を中断することができる。

(支援に要する経費の負担等)

第7条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県の負担とする。

2 支援を受けた県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別記「経費負担等基準」に定めるとおりとする。

(相互連携)

第8条 中国5県は、各種情報共有及び事前の準備を行い、相互の連携の強化に努めるものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、各県が別に締結した新型コロナウイルス感染症に関する相互支援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、中国5県が協議して定めるものとする。

(施行)

第11条 この協定は、令和2年4月20日から施行する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書5通を作成し、各県が記名押印をして、各自その1通を所持する。

令和2年4月20日

鳥取県代表者 鳥取県知事 平 井 伸 治

島根県代表者 島根県知事 丸 山 達 也

岡山県代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

広島県代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

山口県代表者 山口県知事 村 岡 嗣 政